

国内貨物総合保険の請求について

1. 事故あたりの見込み損害額が100万円未満の場合

損害見込み額が100万円未満の場合には、以下の保険金のご請求に必要な書類にてご案内いたします書類をお取り揃えのうえ、事故受付担当者までご送付をお願いいたします。事前の事故ご一報は省略とさせていただきます。

2. 事故あたりの損害額が100万円を超える場合

損害見込み額が100万円以上の場合には、専門の検査機関等の検査員（サーベイヤー）が実際に損害貨物の立会鑑定を行いますので、別紙・事故連絡シートへご記入のうえ、事故受付担当者までご一報をお願いいたします。損害の内容、程度、数量、損害額、損害発生時期・場所、損害原因等を鑑定します。なお、損害見込み額が100万円未満の場合でも事故状況等に応じて、検査員による立会鑑定を行う場合がございますこと、何卒ご了承ください。

3. 請求に必要な書類

- 1) 保険金請求書（書式1）の本紙
- 2) 事故報告書（書式2）の本紙（100万円未満・100万円以上では書式が異なります）
- 3) 損害明細書
- 4) 出荷案内書、送品案内書、教科書定価表
- 5) 損傷品の写真

損傷品の写真につきましては、損害額が30万円未満の場合は省略とさせていただきます。

※ 損害の内容によっては、上記以外の書類のご提出をお願いする場合がございます。

4. ご請求書類の送付先・事故受付担当者

〈原本郵送〉株式会社第一成和事務所

〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1-12-3 Daiwa 日本橋馬喰町ビル3階

TEL. 03-5645-1071 FAX. 03-3667-9037（担当者）北川様

〈写しPDF〉供給協事務局 soumu@text-kyoukyuu.or.jp

5. 保険金が支払われない場合（主なもの）

- 保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失
- 貨物の自然の消耗や性質・欠陥による損害（むれ、カビ、変色など）
- 運送の遅延による損害（違約金、慰謝料など）
- 戦争、内乱、テロ行為、ストライキ、公権力の処分による損害
- 地震、噴火、津波による損害
- 核反応、化学兵器、生物兵器、電磁兵器による損害
- 紛失、原因不明の数量不足（保管中・店舗販売中）
- 万引きによる損害（店舗販売中） など